

地球温暖化対策実行計画（事務事業編） 策定のご案内



■ 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定の必要性について

地球温暖化は地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、これを防止することが人類共通の課題となっています。

地方公共団体は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3に基づき、当該市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出量の削減等のための措置に関する計画（＝「新実行計画（事務事業）」）を策定することが義務付けられています。

▲ 地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3（抜粋）

第20条の3 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定するものとする。

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

10 都道府県及び市町村は、毎年1回地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガスの総 排出量を含む。）を公表しなければならない。

▲ 地方自治法第292条

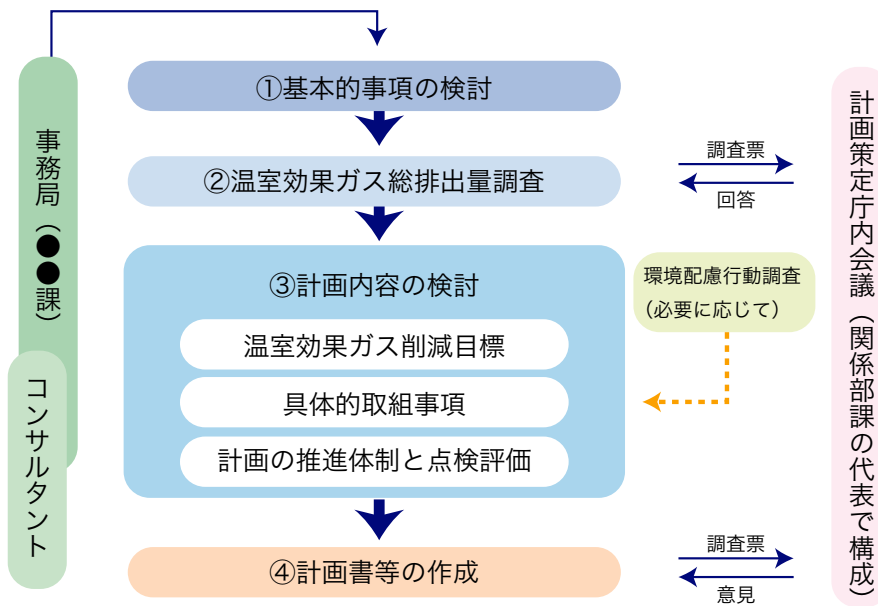
第292条 地方公共団体の組合については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、都道府県の加入するものにあつては都道府県に関する規定、市及び特別区の加入するもので都道府県の加入しないものにあつては市に関する規定、その他のものにあつては町村に関する規定を準用する。

■ 当協会の新実行計画（事務事業）策定に関する支援について

当協会は、福岡県地球温暖化防止活動推進センターに指定されており、当協会には地球温暖化対策に関する幅広い知識と経験を持ったスタッフが多数在籍しています。新実行計画（事務事業）策定に際し、庁内の温室効果ガス排出量調査を実施し、市町村や一部事務組合等の特徴を踏まえた対策やその点検方法などの検討をお手伝いします。

お気軽にご相談下さい。

■ 業務の手順（例）



▲ 業務の概要

① 基本的事項の検討

計画の性格・位置づけ、計画の期間、対象とする事務・事業の範囲などの検討

② 温室効果ガス排出量調査

庁内の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量の算定

③ 計画内容の検討

対策メニュー、温室効果ガス削減目標、具体的施策、推進方策（推進体制・点検評価方法）の検討

④ 計画書等の作成

温室効果ガス削減目標、具体的取組事項、推進体制・点検評価方法などの検討

■ 新実行計画（事務事業）策定業務の実績

- ・ 熊本県岱明町（平成 12 年度）
- ・ 福岡県苅田町（平成 12 年度）
- ・ 福岡県那珂川町（平成 12 年度）
- ・ 熊本県阿蘇広域行政事務組合（平成 12 年度）
- ・ 福岡県筑紫野市（平成 12 年度）
- ・ 福岡県春日市（平成 12 年度）
- ・ 熊本県南関町（平成 13 年度）
- ・ 大分県宇佐市（平成 17 年度）
- ・ 福岡県志免町（平成 18 年度）
- ・ 福岡県春日那珂川水道企業団（平成 18 年度）
- ・ 福岡県宮若市（平成 21 年度）
- ・ 福岡県宗像市（平成 21 年度）
- ・ 福岡県大野城太宰府環境施設組合（平成 22 年度）
- ・ 福岡県太宰府市（平成 22 年度）
- ・ 福岡県那珂川町（平成 23 年度）
- ・ 福岡県筑前町（平成 25 年度）
- ・ 田川地区斎場組合（平成 25 年度）

平成 25 年 3 月現在